

## はじめに

ここでは、本ガイドラインの目的や対象、位置づけ、構成について示している。

### (1) ガイドラインの目的

都市のヒートアイランド対策として、土地被覆の改善、人工排熱の削減、市街地形態の改善がある。土地被覆の改善や人工排熱の削減による気温上昇の緩和のほか、都市空間において通風・換気を確保して熱がよどまないようにするためには、市街地形態の改善が必要である。

そのため、海や山、緑地等の地域の冷熱源からの風を都市空間内に導く連続したオープンスペース（開放的な空間）で、都市空間の地上付近の通風・換気に有効な「風の道」の確保、その周辺の都市空間の緑化や人工排熱の削減等の対策と連携して講ずることが有効である。都市において、「風の道」として風通しがよく、風の通り道となる空間は、具体的には河川や緑地、街路、建物の隙間空間の連なりなどがある。

このような背景から、本ガイドラインは、ヒートアイランド対策に資する「風の道」を活用した都市づくりについての基本的な考え方や推進手法を示すことを目的に作成した。

### (2) ガイドラインの対象

本ガイドラインは、全国のヒートアイランド現象が顕著な都市を対象に、屋外空間の快適性向上を求める住民・事業者のために、地方公共団体の都市計画担当者や環境計画担当者等各都市に流れている冷涼な風に配慮して、各都市の地域特性に合った効果的な対策を講ずるための取り組みを支援するものとして、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき行う「技術的な助言」の性格を有するものである。

### (3) ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月施行）の基本方針および低炭素まちづくり計画作成マニュアルに関連した、ヒートアイランド対策に関する技術的資料としてとりまとめることが検討されている。

### (4) ガイドラインの構成

本ガイドラインは主として、3つの章から構成されている。

第1章では、まずヒートアイランド現象の実態や原因、影響について概観し、ヒートアイランド対策の考え方を示している。また、都市を流れる風の性質を示し、ヒートアイランド対策に資する「風の道」の定義や分類について整理している。

第2章では、「風の道」に配慮したヒートアイランド対策の進め方として、都市計画的に「風の道」を活用してヒートアイランド対策を行うために作成するヒートアイランド対策マップや「風の道」に配慮したヒートアイランド対策の方法を示している。

第3章では、ヒートアイランド対策に資する「風の道」を活用した都市づくりを推進してい

くため、推進に向けた各主体の役割や都市づくりにおけるヒートアイランド対策の配慮の方法、推進に向けた課題を示している。

なお、附章では、「風の道」を活用した都市づくりの具体例として、地方公共団体等が実施している「風の道」を活用した都市づくりの事例についても紹介している。